総財公第 129 号 総財営第 90 号 総財準第 121 号 平成27年11月30日

各都道府県総務部長 殿 (市区町村担当課扱い)

> 総務省自治財政局公営企業課長 (公印省略) 総務省自治財政局公営企業経営室長 (公印省略) 総務省自治財政局準公営企業室長 (公印省略)

公営企業会計の適用推進体制について

公営企業については、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大や、人口減少等に伴う料金収入の減少などが大きな課題となる中、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組むことが求められています。これらについて、より的確に取り組むために、「公営企業会計の適用の推進について」(平成27年1月27日付総務大臣通知)において、「地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の財務規定等を適用していない公営企業について、平成27年度から平成31年度までの5年間で、同法の全部又は一部(財務規定等)を適用し、公営企業会計に移行されるよう」、要請しているところです。

また、「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(平成27年1月27日付総務省自治財政局長通知)においては、都道府県の役割として、「市区町村の適用状況について適切に把握するとともに、市区町村が円滑に移行を進めることができるように、連絡会議の設置や研修の実施、事務や発注等の共同化の推進、先進事例の紹介、知見を有する人材のあっせんをはじめとする実効性のある支援や積極的な情報提供、助言等の関与を行うことが適当」である旨、通知しているところです。

そこで、今般、各市区町村等における公営企業会計への移行に係る取組の進 捗状況の把握や取組が進んでいない団体へのフォローアップ等を実施し、各市 区町村等の取組を推進するため、総務省において、各都道府県に個別に助言等 を行う担当者を設置しましたので、各都道府県におかれても、総務省の担当者 と連携して公営企業会計の適用推進に取り組んでいただく担当者を登録いただ きますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

つきましては、下記の通り、別添様式に必要事項を御記入いただき、担当者 の登録をお願いいたします。

記

1. 総務省における各都道府県別法適化推進担当者

「【別紙】総務省における都道府県担当者(法適化の推進・フォローアップ)」のとおり

2. 各都道府県における法適化推進担当者

「【様式】各都道府県における担当者(法適化の推進・フォローアップ)」に 必要事項をご記入いただき、担当者をご登録ください。

- ※ 当該担当者名簿については、各都道府県間の情報交換等を図るため、全 都道府県にフィードバックすることを予定しております。
- 3. 提出期限

平成 27 年 12 月 14 日 (月)

4. 提出先

総務省公営企業課 koueityousa@soumu.go.jp

- ※ 担当者登録いただいた後における法適化推進のための情報提供等については、総務省の都道府県担当者から各都道府県の担当者宛てに連絡させていただく予定です。
- 5. 今後の予定

今後、登録いただいた担当者名簿を全都道府県に情報提供するとともに、 更新した法適化質疑応答集を情報提供する予定です。

担当:公営企業課 加藤·齋田

E-mail: koueityousa@soumu.go.jp

T E L: 03-5253-5634 (直通)

F A X: 03-5253-5640

各都道府県毎の法適化推進体制について

平成27年10月16日 地方公営企業等に関す る説明会 資料(抜粋)

平成31年度までの集中取組期間において、各市町村における法適化の取組を推進・フォローアップしていくため、<u>総務省に各都道府県担当を設置</u>するとともに、<u>各都道府県においても法適化推進のための担当者を設置</u>。各担当間で取組が進んでいない団体の課題について情報共有を図り、推進方策の横展開を図るなど、各市町村における取組を強力に後押し。

総務省における都道府県担当者

担当者

- 法適化の推進業務については、<u>各都道府県別の一元</u> <u>的な窓口担当</u>を総務省公営企業課に設置。
- 各都道府県別の総務省担当は、近日中に送付。

役割

- 担当団体の法適化の<u>進捗状況の把握・取組が進んで</u> いない団体へのフォローアップ。
- 取組が進んでいない団体について<mark>課題を把握</mark>するとと もに、<u>支援方策を検討し、個別に助言等を実施</u>。必要に 応じて、優良事例の送付、アドバイザー派遣、各都道府 県主催の講習会への講師派遣等の各種支援策を実施。



全国に共通する課題等については、<u>推進方策</u> <u>等を全国展開</u> 相互に連携し、支援方策を検討

各都道府県における法適化推進担当者

担当者

- 管内市町村における法適化の取組を推進するための担当者を各都道府県毎に設置いただくことを総務省から依頼 (市町村担当課職員を想定)。
- 担当者については、依頼文とともに近日中に照会予定。

役割

- 〇 管内市町村における法適化の<u>進捗状況の把握・取組が進ん</u> でいない団体へのフォローアップ。
- 取組が進んでいない市町村について課題を把握するとともに、 支援方策を検討し、個別に助言等を実施。総務省担当者から 情報提供される法適化の推進方策について、管内市町村に 情報提供するとともに、必要に応じて、各種支援策を実施。



管内市町村に共通する課題等については、<u>推進</u> 方策等を管内市町村間で横展開

今後の具体的取組・スケジュール

- 各都道府県の法適化推進担当者の登録照会【10月中予定】
 - → 各都道府県間の情報交換等を図るため、<u>担当者名簿については、全都道府県にフィードバック</u>することを予定
- 〇 更新した法適化質疑応答集を総務省担当者から情報提供【11月中予定】
 - → 以降、随時更新予定